

(速報)

## COP6part2 の結果について

COP6part2 は7 / 16に開会され、7 / 19から7 / 23の間僚級会合において、京都議定書の詳細ルールなどに関する政治的合意に達した。その後、具体的なテキスト作り行われたが、京都メカニズム、遵守等に関しては合意至らず、COP7にて再度議論することとなり、7 / 27に閉会した。

### 1. 閣僚級会合の結果

#### (1) 議長提案の採択

・7 / 23 AMに、議長提案(7 / 21、22: 47版)は、遵守に関する部分を一部修正<sup>(注1)</sup>した形で、合意された。(合意を告げると、フロアの交渉団も含め、会場を埋める聴衆からスタンディングオベーションが起こった。)

<sup>(注1)</sup> 法的手法(legal instrument)、損害への支払い、といった内容が削除された。

・7 / 25夕刻の全体会合にて、この合意が正式に採択された。(通称: Bonn Agreement)

(採択文書: FCCC / CP / 2001 / L . 7)

別紙に、概要説明を添付。

#### (2) 議長提案の概要

##### a. 途上国への基金

・気候変動枠組条約上のものと、京都議定書上のものが分けられている。ただし、具体的な金額は織り込まれていない。

##### b. 京都メカニズム

補完性については、「国内対策が努力の重要な要素(significant element)であること」との記述となっている。

・CDM、JIIについては「原子力施設から得られるクレジットの使用は差し控える(refrain from)ように」と記されている。

##### c. LULUCF

・日本は、森林管理で1300万 t-c(基準年排出量の約4%弱)までカウントできるようになっている。

##### d. 遵守

・不遵守時は、1.3倍の利子をもって(次期)割当量から差し引かれる(deduction)。

・具体的な内容は、COP / MOPにおいて決議することを勧告することとなっている。

#### (3) 各ステートメント

##### a. プロンク議長

・今回の合意に関与したすべての人々に感謝する。

・今回の結果は、国連の枠組みにおける多国間交渉の大切さを示している

b. ベルギー( EU 議長国)

- ・途上国援助に関して積極的にサポートする。

(EU 各国、加、ルウエ、NZ、アイスランド、スウェーデンで毎年4億1千万米ドル)

c. 日本

今回の合意は 2002 年発効に向けての重要なステップであった。

- ・最も多くの国が参加できる事が重要。

d. 米国

・京都議定書を批准しない。

- ・ブッシュは気候変動問題を重要な課題と認識している(このとき NGO からのプーイングあり)

## 2. 詳細テキストの作成について

- ・閣僚級による政治的合意がなされ、主要な政治的論点についてオプションが決められたことを受けて、4つの交渉グループに分かれて、事務レベルによる詳細テキストの作成作業が行われた。京都メカニズム、LULUCF、遵守については2日間では全ての議論を終えることができず、COP7において再度議論を行い、その後正式に採択される予定である。

(1) 途上国問題(基金: FCCC/CP/2001/L.14, L.15、条約4.8, 9条: L.12、議定書3.14条: L.13、能力育成: L.2, 3、技術移転: L.10)

- ・今回すべて合意に達したが、正式な採択は他の未合意分野と共に COP7 でなされる予定。

(2) 京都メカニズム(FCCC/CP/2001/CRP.11)

- ・以下の4文書、COP6 part1 終了時のテキスト、COP6 part2 前のプロシエ総合交渉テキスト、政治的合意文書、CDMとJIIに関する各ドラフティンググループの結果を具体化したテキスト、をベースとしている。各パラグラフの文章には、閣僚級にて合意されたものは+++、ドラフティンググループの合意文章は++、同グループの部分合意事項には+、合意されていないものや検討されていないものにはマーク無しというように、現状における各事項の合意の度合いが一目で分かるようになっている。

(3) LULUCF(FCCC/CP/2001/L.11/Rev.1)

- ・ロシアが政治的合意の後に自国の森林管理の算入上限値について異議を唱えたことをきっかけに紛糾し、第3.3条のネット排出となる分の算入上限値年間8.2 Mt-c に括弧がつき、脚注が追加されるなど、結局合意はCOP7へ持ち越しとなった。

(4) 遵守(FCCC/CP/2001/CRP.12/Rev.1)

- ・政治的合意の際にも、当初の議長提案から唯一修正がなされた分野であるが、政治的合意の解釈をめぐる混乱が続くなど、このテキストに至っても異論があり、対立は解消されていない。

### 3. 交渉経緯

(1) 交渉分野ごとの会合: 7/16PM~7/19AM

- ・閣僚級会合に先立ち、4つの交渉グループに分かれて行われた。

議題	共同議長
途上国問題	John Ash SBI 議長(アンチガハブータ) Andrej Kranjc(スロベニア)
京都メカニズム	Raul Estrada-Oyuela(アルゼンチン) COP3 時の全体委員会議長 Kok Kee Chow(マレーシア) 京都メカニズムに関するコンタクトグループ議長
LULUCF	Harald Dovland SBSTA 議長(ルウエー) 遵守に関するジョイントワーキンググループ共同議長 Philip Gwage(ウガンダ) LULUCF に関するコンタクトグループ共同議長
遵守	Harald Dovland SBSTA 議長(ルウエー) Tuiloma Neroni Slade(サモア) 遵守に関するジョイントワーキンググループ共同議長

昨年の COP6(ハーグ)では、これらの各交渉グループなどにおいて交渉テキストが作成された。

- ・途上国から、COP6 終了時のテキストを使うべきとの意見があり、COP6part2 前に出されたブロンク議長によるテキストは、交渉のツールとして扱われることとなった。
- ・各交渉グループは、19日午後より始まる閣僚級会合で議論すべき政治的論点を抽出し、それに対する解決オプションを列記したペーパーを作成した。

(文書番号: FCCC/CP/2001/CRP.1~CRP.4 等)

(2) 閣僚級会合(High-level Segment): 7/19PM~7/23

7/19(木)

- ・全体会合にて、各国のステートメント、IPCCワトソン議長の報告などを実施。  
(ベルギー; EU議長国) 発効させるために、包括的な合意を目指す。  
(日本) 2002年までに発効を目指す。米国の参加が最善であり、米国の説得に努めるが、この会議の進展を妨げるものではない。  
(米国) 議定書を批准しない。ただし、議論を妨げはしない。

7/20(金)

- ・7/20AMに、4つの交渉グループのペーパーを統合した1つのペーパーが配布され、各論点及びその選択オプションが明確となった。(文書番号: FCCC/CP/2001/CRP.8)
- 閣僚級会合メンバーのうち、35名<sup>(注)</sup>からなる“The Group”という包括的な交渉の場が設置された。上記の統合されたペーパーをもとに交渉し、実質的な決断を行う4つの交渉分野ごとに、メンバーの中からファシリテーターが指名された。

<sup>(注)</sup> 環境十全性グループ: 1名、CG11: 3名、中央アジア・モルドバ: 1名、EU: 5名、アンブレラグループ: 6名、非附属書 国: 19名

7/21(土)

- ・22:47付けで、閣僚級会合での採択を目指す決定草稿の形の議長提案“Core Element for the Implementation of the Buenos Aires Action Plan of Action”が配布された。  
日本の吸収源は、4%弱認められる内容となっており、EU側はかなりの譲歩を見せた。しかし

ながら、アンブレラグループ(日本)としては、遵守、ODA の扱い、原子力などについて意見が反映されていないものであった。

- ・その後、議長と各交渉団体(EU,アンブレラグループ、G77 + 中国ほか)の間で相対協議が開始された。

#### 7/22(日)

深夜から引き続いて、議長と各交渉団体(EU,アンブレラグループ、G77 + 中国ほか)の間で、相対協議が続けられた。

16:30 から、“The Group”の会合が行われ、議長提案について、EU、環境十全性グループ、CG11、中央アジア・モルドバからは合意を得たが、G77 + 中国とアンブレラグループは基本合意はするも改善を求めているとのことであった(特にアンブレラグループはファイナンスとコンプライアンスについて)

#### 7/23(月)

0:30 より“The Group”が再開された。ブロンク議長は、遵守の特定項目について少数の国が合意できない以外は、合意に達していると述べた。あくまで包括合意をめざし、その遵守の特定項目のみを対象とする討議をこれより開始すると提案。また、これに伴って他の分野を再び交渉の俎上にのせることは、今回の包括合意を困難なものにするため、遵守以外の提案は変えないと主張した。これにはサウジアラビアの強い反対をうけるも押し切り、各交渉団体との相対交渉のうち、全体会合を再開することとした。

予定を大幅に超過し 11:55 に閣僚級全体会合が再開された。遵守の一部を修正し、合意に至ったことが明らかにされた(1.の閣僚級会合の結果を参照) なお、この合意された提案文書は、技術的な面やミスに関して些細な訂正を経て、公式文書として作成され、本会期中の次の全体会合において正式に採択することが決定された。

(3) COP 全体会合における閣僚級合意の正式採択へ: 7/24・25

#### 7/24(火)

- ・7/24には、7/23に合意に達した提案文章に編集上の修正を加えた決定草案(FCCC/CP/2001/L.6)が配布され、夕刻に全体会合が開催されたが、ロシア、ウクライナから、「国連における決議プロセスでは、国連公用語(ロシア語も含む)を使うこととなり、英語だけで採択するのはおかしい。」との意見があり、翌日に事務局が翻訳した文書を配布することとなった。

#### 7/25(水)

・7/25の朝に、上記決定草案(L.7)の再修正版(FCCC/CP/2001/L.7; 7/23の合意文書に戻った)が配布され、多くの交渉団は会場にて全体会合の開会を待っていたが、交渉(調整)が長引き、会場で待たされることとなった。夕刻に全体会合が開催され、ブロンク議長から「7/23の閣僚級による政治的合意の十全性(Integrity)を尊重する」として、閣僚級が合意した際の文書(FCCC/CP/2001/L.7)の採択が提案され、了承された。(編集上の修正を加えようとしたところ、修正内容に対して異議があがり、各国の意見が食い違った上、ロシアが吸収源の上限値見直しを主張したため、7/23時点の閣僚級合意文書に戻したものと予想される。なお、ロシアからは、記載されているロシア連邦の森林管理の上限値は暫定的な値とみなす脚注をつけるべき、という公式の提案文書が提出された。)

- ・ブロンク議長は「この合意をもとに、再び4つの交渉グループ(途上国問題、京都メカニズム、LULUCF、遵守)に分かれて詳細テキストの作成し、金曜日には採択をめざす」とした。

(4) 詳細テキストの作成: 7/25夜~27

#### 7/25(水)

- ・7/25夕刻の閣僚級合意の正式採択をうけ、夜より各交渉グループにて詳細テキスト作成作業が始められた。

#### 7/26(木)

- ・7/26朝には、京都メカニズムに関するノンペーパーが配布された。
- ・夜のメカニズムの交渉グループではJ IとC DMのそれぞれについてのサブ委員会の報告が行われた。シンクC DMに関する議論はメカニズムではなく LULUCF 交渉グループでの取り扱い事項として、エストラダ共同議長に言及を拒否された。編集上のミスや、特定事項についてハーグテキストが載せられていないといった幾つかの意見を受け付け、結局今回のノンペーパーを訂正した文書を、今回は未確定の扱いとし、COP7 へ先送りすることとなった。遵守の交渉グループも並行して開催され、政治的合意をベースに COP6 で遵守に関する制度そのものを採択すると解釈するEUと、採択するのは政治的合意に書いてある事項のみとするアンブレラグループの間で議論が紛糾した。

#### 7/27日(金)

- ・水面下での調整が長引き、15:00 から予定されていた最終の全体会合は、夜になってようやく始まった。今回合意された分野の採択については、先送りされた分野とともに、COP7 で一括でおこなうこととなった。

(合意分野): 途上国関連(技術移転、能力育成、基金等)

(COP7 へ先送り): 京都メカニズム、遵守、LULUCF、5・7・8条

- ・ブロンク議長より今回の政治的合意を “ Bonn Agreement ” とよび、COP7 においてはこれをベースに「バランスのとれた包括的なパッケージ合意を目指す」との発言があった。

(GISPRI 定森・田中・中西)

Desision5/CP.6

Implementation of the Buenos Aires Plan of Action (FCCC/CP/2001/L.7)

ANNEX

Core elements for the implementation of the Buenos Aires Plan of Action  
の概要説明

**．条約に基づく資金供与**

- 1．枠組条約4条の想起。
- 2．能力開発などへの資金供与が行われてきたことに留意。
- 3．
  - (a) 新規で追加的な資金供与の必要性。
  - (b) 予測可能で、適切なレベルの資金供与がなされるべき。
  - (c) 資金供与ルート(G E Fの増額、特別気候変動基金、二国間・多国間基金)
  - (d) 附属書 国間での負担分担。
  - (e) 附属書 国による年次報告。
  - (f) COPによる(e) 報告書のレビュー。
- 4．多くの附属書 国による声明を通じた資金供与の意思表示に言及する。

**特別気候変動基金**

- 1．G E F、二国間・多国間基金に対して補完的(complementary)であること。その分野は、(a)適応 (b)技術移転(c)エネルギー・輸送・農業ほか、(d)経済多様化を支援する活動。
- 2．附属書 国とそうすべき立場の附属書 国は、貢献するよう呼びかけられる。基金はC O Pの指導のもと資金メカニズムを運営する機関によって運営されるべき。
- 3．2．の機関に対する必要な手配の呼びかけ。

**最貧国基金**

- 1．基金は、作業プログラム支援に使われる。
- 2．機関に対する必要な手配の呼びかけ。
- 3．運営方法について、機関を指導する。

**．京都議定書に基づく資金供与**

- 1．京都議定書10、11、12条を想起。
- 2．条約に基づく資金供与に対して新しく追加的であること。
- 3．負担分担の必要性。

## 京都議定書適応基金

1. 適応基金の設立。
2. CDMの収益の一部と、その他の資金源から供与。
3. 附属書 国に対しては、CDMの収益の一部に対して追加的な資金供与を呼びかける。
4. 基金は、COPの指導を受け、COP/MOPの指導のもと、条約の資金メカニズムを運営する機関によって運営される。
5. 機関に対する必要な手配の呼びかけ。
6. 附属書 国による年次報告。
7. COP/MOPのレビューを受けるべく、報告を毎年レビューする。

## . 技術開発および技術移転

1. 専門家グループの設立。
2. 専門家グループの編成は、非附属書 国各地域(アフリカ、アジア太平洋、ラテンアメリカ及びカリブ諸国): 3名、小島途上国: 1名、附属書 国: 7名、国際機関: 3名の計20名。
3. 専門家は、緩和・適応技術、技術評価、情報技術などのいずれかの専門知識を有すること。
4. 議長・副議長は、附属書 国・非附属書 国から毎年交互に選出する。

## . 条約第4条8、第4条9の実施

### 1. 気候変動の悪影響

1. 活動は、GEF、特別気候変動基金、二国間・多国間資金供与の支援を受ける。
2. COP8において保険活動の検討を実施。

### 2. 対応策実施の影響

1. 活動は、GEF、特別気候変動基金、二国間・多国間資金供与の支援を受ける。
2. COP8において保険活動の検討を実施。

## . 議定書第3条14関連の問題

1. 附属書 国は、行動の結果を考慮し、悪影響を防止・最小化することを誓う。  
COP/MOPに以下を提言。
  1. COPは附属書 国に、議定書3条14のもとでの努力に関する情報を提供するよう求める。
  2. 1.の情報は、遵守委員会の促進部により検討される。
  3. 優先的活動
    - (a) 市場の不完全性、GHG排出セクターにおける税控除・助成金の削減・段階的廃止
    - (b) 環境に不健全で、安全でない技術への助成金の撤廃。
    - (c) 化石燃料の非エネルギー利用技術開発への協力。
    - (d) GHG排出の少ない化石燃料技術、GHG吸収・貯蔵技術への協力。
    - (e) 効率改善に関する能力開発。
    - (f) 化石燃料に依存の高い途上国の経済多様化を支援。

## . 京都メカニズム

### 1. 原則(全般)

1. 条約の前文を再確認する。
2. 京都議定書は、排出のいかなる権利を与えるものではない。
3. 条約の目的、原則に従う。
4. 先進国と途上国の一人あたり排出量格差の削減を目指す。
5. **国内対策が努力の重要な要素(significant element) であること。**
6. 上記5. に関連する情報を提出。
7. 上記情報の条項は、明らかな進捗の報告を考慮する。
8. 上記6. 7. の状況について遵守委員会促進部が実行の疑義を提起する。
9. CERs, ERUs, AAUs は、目標達成に利用でき、追加され得る。ERUs, AAUs は差し引かれ得る。
10. **収益の一部(Share of proceed) はCERs (CDM クレジット) の2%とする。**
11. **遵守に関する agreement を採択するものが、クレジットの移転、獲得に参加できる。**

### 2. 第6条(共同実施)

1. J I が持続可能な発展を助けているかは、ホスト国が決める。
2. **原子力施設から得られるクレジットの使用は差し控える。(refrain from)**
3. COP/MOP による監督委員会(supervisory committee)の設置。

### 3. 第12条(CDM)

1. CDM が持続可能な発展を助けているかは、ホストが決める。
2. **原子力は控える。(refrain from)**
3. **ODAの転用は不可。Finance obligation とは別物。**
4. 早期開始に向け、COP 7にて理事会(executive board)の立ち上げを視野に入れる。
5. 理事会は、5つの国連グループから各1人、付属書 : 2人、非付属書 : 2、小島嶼国: 1。
6. COP 8において、理事会は小規模プロジェクトのために、簡易な手続きを作成する。  
(a)再生可能エネ: 15 MW以下、(b)エネルギー効率: 15 GWh以下、(c) 15kt-CO<sub>2</sub> 以下
7. 必要があれば、上記6. に関してCOPで協議。
8. **第1約束期間では、LULUCF については、植林、再植林のみが適格。**
9. 第2約束期間にLULUCFが使えるかどうかは、その時にきめる。

### 第17条(排出量取引)

1. 約束期間リザーブ(Commitment period reserve)は、排出量数値目標(5年分)の90%か、最新排出実績の5倍の低いほうを選択。



## ．土地利用、土地利用変化及び森林

### 1．原則

- (a) 科学をベース。
- (b) 期間中一貫した方法を使用。
- (c) 議定書第3．1条の目標は変化しない。
- (d) ただ存在するだけの炭素ストックは計上しない。
- (e) LULUCF活動は、生物多様性の保全などに役立つこと。
- (f) 計上は将来への約束の移転を意味するものではない。
- (g) 除去が逆転した場合は考慮する。
- (h) 間接的な窒素堆積などは計上から除外する。

2．「森林」第3．3条の「植林」「再植林」「森林減少」は、土地利用変化ベースで定義する。

3．第1約束期間における収穫(harvesting)による差し引きは、クレジットより大きくなってはならない。

4．第3．4条にて、「森林管理」「耕作地管理」「牧草地管理」「植生再生」は適格性をもつ。

5．締約国は、パラ4の活動が1990年以降の人為的活動によるものであることを実証。

6．第1コミットメント期間の計算ルール

- (a) 農業種別(「耕作地管理」「牧草地管理」「植生再生」)については、ネット-ネット計上を行う。
- (b) 「森林管理」については、1990年以降の純炭素ストックの変化が第3．3条のマイナスと等しいか大きい場合に、第3．3条のマイナスまで計上する。(年間8.2Mt-c)
- (c) 上記、第3．3条のマイナス分補償を適用した後の、第3．4条、第6条(JI)の「森林管理」による割当量の追加、差し引きは、付表Zを越えてはならない。(日本:13Mt-c、カナダ:12Mt-c、ロシア:17.63Mt-c、フランス:0.88Mt-c、ドイツ:1.24Mt-c、イギリス:0.37Mt-c、米国:空欄)

7．CDMのLULUCF活動は、植林と再植林に限定する。

8．第1コミットメント期間における、CDMによる追加・差し引き量は、基準年排出量1%の5倍を越えてはならない。

9．SBSTAに対して、第1コミットメント期間におけるCDMに植林・再植林を含めるための定義と方法を開発するよう要請する。

## ．遵守に関する手続き

- 1．促進部による助言と推進。
- 2．執行部による不遵守時の措置。
  - (a) 不遵守時は、1.3倍の利子をもって(次期)割当量から差し引かれる(deduction)。
  - (b) 第2コミットメント期間以降については、今後決定する。
  - (c) 遵守行動計画の作成 (執行部への提出、今後の遵守行動の規定など)
- 3．執行部による不遵守の判断責任。
- 4．上訴措置。
- 5．
  - (a) 正当な手続きの原則などを遵守システムに反映する。
  - (b) 条約第3条。
  - (c) 共通だが差異ある責任などを促進部の権限に反映する。
- 6．執行部、促進部の構成  
(国連の5地域：1名ずつ、小島嶼国：1名、付属書 国：2名、非付属書 国：2名)
- 7．遵守委員会は全員一致で決定すべき。そうでない場合は、最低4分の3の多数決が必要。また、執行部の決定には、付属書 国、非付属書 国双方の過半数が必要。
- 8．
  - (a) 上記の手順と仕組みをCOP6で採択。
  - (b) 第1回COP/MOPにおいて、議定書第18条に関連した遵守の手順とメカニズムを採択するよう提言。

以 上